

認定こども園に関する条例等の一部改正について

参考資料 4

国において、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の制定等に伴い、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」等の改正が行われたため、東京都においても条例及び施行規則の該当箇所を改正する。

●改正内容【施行日】 令和5年4月1日

	事項	幼保連携型	その他
1	バス送迎に当たり所在確認や安全装置の装備を義務付け	※1	条例
2	業務継続計画策定等の努力義務化	条例	※2
3	他の社会福祉施設（児童発達支援センター等）を併設する際の設備及び人員の専従規定の緩和	条例	※2
4	看護師等のみなし配置に関する要件緩和 （看護師等を1人に限り保育士とみなす措置について、0歳児の在籍人数の要件を撤廃）	規則	※3
5	虐待等の禁止に係る規定の追加	条例で規定済	条例

※1 国の法令に基づき義務付け ※2 要綱等で対応予定

※3 幼稚園型及び地方裁量型は現行の条例規則において規定済。保育所型は、児童福祉施設の規則改正で対応予定

・上記の他、民法改正に伴う「懲戒に係る権限の濫用禁止」の規定を削除（施行日：令和5年3月31日）

●改正する条例・規則

【幼保連携型認定こども園】

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準に関する条例・同施行規則

（「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」の改正に対応）

【幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園】

東京都認定こども園の認定要件に関する条例・同施行規則

（「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」の改正に対応）

1 バス送迎に当たり所在確認や安全装置の装備を義務付け

国の改正経緯	国の改正概要	都の対応 (条例改正)
<p>令和4年9月の静岡県の認定こども園における送迎バス置き去り事故を受け、当該事案への対策を検討する関係府省会議（第4回・10月12日）において、「送迎バスの安全装置の設置の義務化」等の緊急対策が決定された。</p>	<ul style="list-style-type: none">・認定こども園において、子どもの通園、園外での活動、取組等のための移動等のために自動車を運行するときは、<u>点呼等による子どもの所在確認</u>を行うことを義務付ける規定を新設・認定こども園において、通園を目的とした自動車（※）を運行するときは、<u>ブザーその他の車内の子どもの所在の見落としを防止する装置</u>の使用を義務付ける規定を新設 （※安全装置を装備しなくても、確実に園児の所在確認が行われると考えられる2列以下の自動車を除く。）	<p>国の改正のとおり、3類型の認定こども園について、「条例」を改正</p> <p>※幼保連携型認定こども園については、学校保健安全法施行規則の準用により義務付け</p>

2 業務継続計画策定等の努力義務化

国の改正経緯	国の改正概要	都の対応 (条例改正)
<p>新型コロナの流行により、平時からの感染症等に対する備えや感染症流行時の業務継続の重要性が再認識</p> <p>【児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会報告書（R4.1.31）】</p> <p>障害児入所施設や児童発達支援センターに義務付けられている下記2点について、児童福祉施設に対しては、努力義務として求めるべきとの意見</p> <ul style="list-style-type: none">・業務継続計画を策定・周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施すること・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施すること	<p>幼保連携型認定こども園に対して、下記の点を努力義務として求める規定を新設</p> <p><u>感染症や非常災害発生時における業務継続計画を策定・周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施すること</u></p>	<p>国の改正のとおり、幼保連携型認定こども園について「条例」を改正</p> <p>※保育所型認定こども園は児童福祉施設の条例で対応</p> <p>地方裁量型認定こども園は要綱で対応</p>

3 他の社会福祉施設（児童発達支援センター等）を併設する際の設備及び人員の専従規定を緩和

国の改正経緯	国の改正概要	都の対応 (条例改正)
<p>障害児通所支援は事業所数等が飛躍的に増加し、身近な地域で支援が受けられるようになった一方で、適切な運営や支援の質の確保等が課題</p> <p>【障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書（R3.10.20）】</p> <p>年少期より、障害の有無に関わらず、様々な遊びを通じて共に過ごし、それぞれの子供が互いに学び合うことは、生涯にわたって記憶される貴重な経験。</p> <p>⇒ 児童発達支援等と保育所等で、障害の有無に関わらず、一体的な子供の支援を可能とする方向で、必要な見直し・留意点等を検討すべきとの意見</p> <p>※幼保連携型認定こども園に児童発達支援センター等が併設されている場合、現在は、特有の設備（保育室、遊戯室、屋外遊戯場など）及び専従の人員の共用は不可</p>	<p>幼保連携型認定こども園に児童発達支援センター等が併設されている場合、特有の設備及び専従の人員の共用について、その行う保育に支障のない場合限り、共用可能とする改正を行う。</p>	<p>国の改正のとおり、幼保連携型認定こども園について「条例」を改正</p> <p>※保育所型認定こども園は児童福祉施設の条例で対応</p> <p>地方裁量型認定こども園は通知で対応</p>

4 看護師等のみなし配置に関する要件緩和

国の改正経緯	国の改正概要	都の対応 (規則改正)
<p>保育所においては、省令により、0歳児4人以上を入所させる保育所に限り、当分の間、保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができることとされていたところ、少子化の進行等により4名付近となるケースが増加。看護師等の処遇が0歳児の入退所に左右され安定しないとの指摘等も踏まえ、今般、0歳児の在籍人数の要件を撤廃する改正が行われた。</p> <p>幼保連携型認定こども園についても、従来、保育所と同様の取扱いとしていたが、安定した看護師等の勤務を可能とするため、所要の規定整備を行う。</p>	<p>幼保連携型認定こども園についても、看護師等を1人に限り保育士とみなす措置について、0歳児の在籍人数の要件を撤廃</p> <p>※ただし、看護師等のみで0歳児への保育を行うことが可能となってしまうことから、別途、要件（保育教諭等と合同で保育を行うこと、看護師等は一定の知識と経験を有すること）を設ける。</p>	<p>国の改正に準じて、幼保連携型認定こども園について「規則」を改正 (ただし、従前どおり保健師又は看護師に限る。)</p> <p>※幼稚園型、地方裁量型認定こども園においては、現行の規則において規定済み。保育所型は、児童福祉施設の規則改正で対応</p>

※保育士とみなす看護師等は、保育士として取り扱われることから、保育サービス推進事業（零歳児保育対策）の加算要件を満たすためには、別途、看護師等を配置する必要あり。

5 虐待等の禁止に係る規定の追加

国の改正経緯	国の改正概要	都の対応 (条例改正)
<p>児童福祉施設運営基準において、児童福祉施設の職員は入所中の児童に対し、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない旨を規定しており、幼保連携型についても、同規定を準用</p> <p>3 類型についても、上記行為をしてはならないことを明確化する。</p>	<p>幼保連携型以外の認定こども園についても、<u>子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを明確にする規定を新設</u></p>	<p>国の改正のとおり、3 類型の認定こども園について「条例」を改正</p> <p>※幼保連携型認定こども園においては、条例で規定済み</p>